「京都市産業構造分析調査業務」に関する受託候補者募集要項

１　業務の名称

京都市産業構造分析調査業務

２　業務の目的及び募集趣旨

大きく変化する経済動向を多角的に捉え、産業振興に戦略的に取り組むためには、京都市内企業の現状・課題等を的確に把握したうえでの政策の企画立案が不可欠である。

本調査業務を通じ、今後１０年程度を見据えた本市の重点支援分野や成長産業候補を特定するとともに、次代の主力産業・企業群の創出に向けた具体的な産業政策の立案に資することを目的とする。

受託候補者の選定に当たっては、業務の趣旨を十分に理解し、円滑かつ迅速な業務遂行能力並びに安定的な実施体制を有するとともに、産業政策に精通し、優れた分析・調査能力を備えていることが必要である。このため、提案内容及び実施能力等を総合的に評価するプロポーザル方式により、受託候補者を選定する。

３　委託契約内容

⑴　委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

⑵　委託金額

１５，０００，０００円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

⑶　委託内容

別添の仕様書のとおり

４　応募資格

次の各号に掲げる事項を全て満たしていること。

⑴　本市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること又は、次に掲げる資格を有する者であること。

ア　代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものではないこと。

ウ　引き続き１年以上営業を行っていること。

エ　法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ　本市の市民税、固定資産税の未納がないこと。なお、本市所在の事業所でない場合は、本社の位置する自治体における市民税、固定資産税の未納がないこと。

カ　本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。なお、本市所在の事業所でない場合は、本社の位置する自治体における水道料金及び下水道使用料の未納がな

いこと。

キ　本市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

⑵　本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

⑶　本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、本市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

⑷　本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

⑸　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の政党や候補者などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。

⑹　国税及び地方税を滞納していないこと。

⑺　共同事業体による応募にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。

ア　共同事業体の全ての構成員は、上記⑴～⑹の要件を満たすこと。

イ　共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

ウ　共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

エ　共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

⑻　当該業務と同種又は類似の業務の実績を有すること。

５　応募書類の提出

⑴　提出書類

様式１、見積書及び会社概要を除き、社名を記載したもの及び社名の記載がないものを各１部提出すること。

資料名	備考
応募申請書【様式１】	
業務実績一覧【様式２】	・　本業務に類似又は関連する業務のうち、受託又は自ら実施したものを記載すること。
企画提案書（任意様式）	・　企画案（取組方針や実施方法、独自提案等）を提案すること。 ・　本業務における取組体制や実施スケジュールを記載すること。 ・　業務責任者及び担当者の経歴、実務経験を記載すること。
成果物完成イメージ（任意様式）	・　調査分析資料（京都産業グローバルバリューチェーンマップ等）の完成物がイメージできるデザイン案等の資料を提出すること。
見積書（任意様式）	・　宛先は京都市長とすること。 ・　消費税及び地方消費税相当額は１０％で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること。 ・　企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること。
会社概要（任意様式）	・　会社概要が分かるパンフレット等

※共同事業体で応募する場合は、以下の資料も提出すること。

資料名	備考
共同事業者概要（任意様式）	・　それぞれの団体の概要、活動内容、活動実績などが分かる資料
運営体制（任意様式）	・　本業務における各事業者の役割が分かる資料

本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

資料名	部　数	備　考
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式３】	１部	
使用印鑑届【様式４】	１部	
誓約書【様式５】	１部	
履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	１部	応募日前３か月以内に発行のもの（写し可）
印鑑証明書	１部	
納税証明書（国税及び京都市税）	各１部	

⑵　提出受付期限

令和８年１１月２０日（金）午後５時まで

⑶　提出方法

sangyokikaku@city.kyoto.lg.jp へデータを電子メールで送付

※　電子メール送信の際、データ容量の合計が 10MB を超える場合には、クラウドストレージや大容量ファイル転送サービス（Google ドライブ、firestorage 等）を使用し、送信すること。

※　データ受信後に受付確認のメールを本市から送信するため、送信翌日（閉庁日を除く）までに本市からのメールが確認できない場合は問合せを行うこと。

⑷　仕様書等に対する質問期限及び回答

ア　質問方法

電子メールのみとする（様式不問）。件名は、「京都市産業構造分析調査業務に関する質問」とすること。口頭による質疑は受け付けない。

イ　質問受付期限

令和８年１１月１０日（火）午後５時までとする。

期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ　提出先メールアドレス

sangyokikaku@city.kyoto.lg.jp

エ　質問への回答

全ての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページにおいて掲載する。（令和８年１１月１２日（木）頃予定）

⑸ 提出先及び問合せ先

京都市産業観光局産業企画室（担当：中塚、平尾）
〒604－8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
TEL：075－222－3325　　FAX：075－222－3331
Mail：sangyokikaku@city.kyoto.lg.jp

6　受託候補者の選定

⑴ 選定

「京都市産業構造分析調査業務」受託候補者選定委員会設置要綱に基づき受託候補者選定委員会を設置し、同委員会において、提出された企画提案書について、審査基準に基づき採点し、審査員の評価点の合計が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

⑵ 審査基準

ア　審査に当たっては、別添の評価基準に基づき評価する。

イ　評価点の合計が最高の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。なお、金額が同額の場合、当該者は当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。

ウ　提案者が１者であっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

エ　上記に関わらず、審査員の評価の平均点が６０点未満の場合は、受託候補者として選定しない。

⑶ 通知

受託候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

⑷ 公表

選定結果通知日の翌営業日以降に、選定結果、参加した事業者、評価点及び選定理由が分かる情報を公表するものとする。ただし、審査内容については公表しない。

7　契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。
万一、両者の協議が整わない場合、京都市は次順位の提案者と契約に関する協議を行う。

8　スケジュール

日時	概要
令和８年１１月　２日（月）	応募開始
１１月１０日（火）	質問受付期限（午後５時まで）
１１月１２日（木）頃	質問への回答
１１月２０日（金）	各種必要書類の提出期限（午後５時まで）
１１月３０日（月）頃	受託候補者の決定・通知

９　留意事項

⑴　応募書類提出後の追加及び修正は一切認めない。

⑵　応募書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。

⑶　提出物は応募者に返却しない。

⑷　京都市は応募者に無断で提出物を本件以外に使用しない。

⑸　京都市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。

⑹　本業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。